

## 立退料の所得区分

**Q** : 私は借家に住んでおりますが、この度、大家さんから都合により立退いてほしいと頼まれ、了解しました。その際に、立退料を受け取りましたが税金関係はどうなりますか？

**A** : 立退料は、その性格に応じ、譲渡所得、一時所得、事業所得のいずれかの収入金額になります。

### 【解説】

立退料には次のような性格のものがあり、所得税ではこれらの性格に応じその取扱いを定めています。

#### ①資産の消滅の対価補償的な性格

借家権の消滅の対価として受け取った立退料は、譲渡所得の収入金額となります。立退料が譲渡所得の対価となる借家権の対価であるかどうかは、その地域における借家権取引の慣行の有無等から判断することになります。

#### ②移転費用の保証金的な性格

引越し費用など移転にかかる費用に充てるために受け取った立退料は、一時所得となります。

#### ③収益補償的な性格

休業又は廃業による営業上の収益を補償するために受け取った立退料は、営業していた場合の収入金額に代わるべきものですから、事業所得の収入金額となります。

ご質問の場合、借家が居住用のみ使用されていますので、借家権取引の慣行のある地域にあれば譲渡所得となりますし、そうでない地域にあれば、一時所得となります。

